

重要事項説明書（短期入所療養介護・予防短期入所療養介護）

(2025年9月1日現在)

1. 事業者の概要

運営主体	社会医療法人 至仁会
所在地	〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1
代表者の氏名	理事長 加藤 裕
電話番号	04-2920-0500
ファクシミリ番号	04-2920-0501

2. ご利用施設

施設の名称	社会医療法人 至仁会 介護老人保健施設 遊
施設の所在地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘4-2666-1
定員	80名
都道府県知事許可番号	1152580088
施設長の氏名	施設長 伊関 洋
電話番号	04-2929-1177
ファクシミリ番号	04-2929-1179

3. ご利用施設があわせて実施する事業

事業の種類	事業所名	介護保険事業所番号
介護老人保健施設 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 遊	1152580088
居宅介護支援	居宅介護支援センター遊	1172503763

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	介護老人保健施設(短期入所療養介護・予防短期入所療養介護) 看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上の支援などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるよう以し、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ことができるように支援することを目的とした施設です。家庭復帰の場合には、医療環境の調整などまた、退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。この目的に沿って、当施設では以下のようないくつかの運営の方針を定めていますので、ご理解した上でご利用ください。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりの個性に合ったユニットケアの提供生活すべてがリハビリテーションという介護の提供癒しのある空間作り介護、福祉、医療の連携の輪を広げ在宅支援ご利用者、ご家族の声、ボランティア参加等を通じて地域に開かれた施設運営

5. 施設の概要

敷地	5,192m ²
建物	構造 鉄筋コンクリート造3階建て
	延床面積 5,002.32m ²

フロア	
1階	事務室、相談室、機能訓練室、食堂、静養室、浴室、理美容室、調理室
2階	療養室、共同生活室、機能訓練室、浴室、スタッフステーション
3階	療養室、共同生活室、機能訓練室、浴室、スタッフステーション

6. 職員体制

職種	業務	人員
施設長	施設の運営に管理に関すること。	1名（常勤1名/下記と兼務）
サービス提供者	医師	医学的管理に関すること。
	看護職員	看護業務に関すること。
	介護職員	介護業務に関すること。
	支援相談員	相談支援業務に関すること。
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	リハビリテーションに関すること。
	栄養士	栄養管理・指導に関すること。
	介護支援専門員	施設サービス計画作成に関すること。
	薬剤師	服薬管理に関すること。
	事務員	各種事務処理に関すること。

7. サービス内容

リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。また、施設内のすべての活動がリハビリテーションとなります。	
食事	朝食	7時30分～9時30分
	昼食	11時45分～13時30分
	夕食	18時00分～19時00分
入浴	一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者様には特別浴槽で対応します。ご利用者様は、週に最低2回ご利用頂きます。ただし、ご利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。	
医療、看護	医師による定期診察を行います。それ以外でも必要な場合には診察を行います。ただし、当施設では行うことができない処置や手術、その他の病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。	
介護	日常生活の支援に加え、在宅復帰の支援も行います。	
レクリエーション	施設内外問わらずバリエーションに富んだレクリエーションを提供します。	
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。	
相談支援サービス	利用者とその家族からの相談に応じます。	
栄養管理	心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。	

8. サービス利用料及び利用者負担

利用料	原則として料金表の利用料金の負担割合証の割合に準ずる負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。
料金表	「重要事項説明書 別紙1 料金表」
お支払方法	口座振替でのお支払いをお願いします。 月末締切で、翌月の中旬（毎月10日前後）までに請求書を発行いたします。当月の療養費は次月28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落としさせていただきます。

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設のお客様相談・苦情担当までお気軽にご相談ください。

事業所の窓口	社会医療法人至仁会 介護老人保健施設 遊 所在地 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘4-2666-1 TEL 04-2929-1177 FAX 04-2929-1179 受付時間 月～日曜日 午前8時30分～午後5時30分
市町村の窓口	所沢市 福祉部 介護保険課 所在地 埼玉県所沢市並木1-1-1 TEL 04-2998-9420 FAX 04-2998-9410 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
	入間市 健康推進部 介護保険課 所在地 入間市豊岡1-16-1 TEL 04-2964-1111 FAX 04-2964-0232 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
	狭山市 長寿健康部 長寿安心課 所在地 狹山市入間川1-23-5 TEL 04-2953-1111 FAX 04-2954-6262 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
公的団体の窓口	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情担当係 所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番（国保会館8階） TEL 048-824-2568 FAX 048-824-2561 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後12時00分 午後13時00分～午後5時00分

10. 事故発生防止について

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

尚、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院
所在地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1
電話番号	04-2920-0500

12. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団秀芳会 ひまわり歯科医院
所在地	埼玉県狭山市柏原1158-1
電話番号	04-2955-3929

13. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

食事	当施設においては、おいしく、楽しく、安全な食事をモットーにしています。施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、栄養管理をサービスしているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。その為、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。 また、人工透析をしている方や、特別の事情のある方についての特別食については、個別相談に応じさせていただきますので、担当者までご相談ください。
来訪・面会	面会時間 午後1時～午後5時（その他の時間は相談してください） 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿にご記入ください。
外出	外出の際には必ず所定の用紙にご記入いただき、前日までに事務室へ提出をお願いします。
洗濯物	入浴日の着替えのほか必要に応じて着替えをいたしますので、早めの補充交換をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	職員の指示に従って、決められた時間・場所でお願いします。居室等での喫煙をされる方については退所とさせていただきます。
火気の取り扱い	防火上、喫煙に使用するライター・マッチ等は施設が管理したものをお使いください。 そのため、施設内への持ち込みは一切禁止とさせていただきます。
飲酒	医師の指示の下、決められた時間と場所でお願いします。指示を守っていただけない方については飲酒を禁止させていただきます。
撮影・録音	入所者、及び、職員の個人情報保護の為、施設敷地内に於ける、写真の撮影、動画の録画、音声の録音について、原則禁止とさせていただきます。
迷惑行為等	他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。迷惑行為を行った場合はご利用をお断りする場合があります。
所持品の管理	別紙「ご入所時にご用意いただくもの」に基づき、居室の家具の収容範囲で所持品をお持ちください。
現金等の管理	高価、高額な金品の持ち込みはご遠慮ください。 紛失、盗難については施設側では責任を負いかねますのでご了承ください。
宗教活動・政治活動	施設内の宗教活動及び政治活動は禁止します。
営利行為	施設内の営利行為は禁止します。
保育児	当施設内には職員用の託児所があります。子供たちとご利用者が一緒にスペースで生活することで、日常に近い環境を提供します。万が一、子供たちとの接触により転倒等が発生した場合には、子供の保護者ではなく、当施設と話し合いにより問題を解決するものとします。
マスコット犬	当施設には動物がいることをコンセプトとしています。そのためマスコット犬との接触による事故の発生が予測されます。十分な注意はいたしますが、転倒と同様瞬間で事故は起ります。職員が常にそばに付くことができませんので、事故発生の際には適切な処置・対応をさせていただきます。その点を十分ご理解した上での利用をお願いします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
外泊時等の施設外での受診	介護老人保健施設には常勤医がいること、病状定期の要介護者をお預かりする施設ということから、基本的には医療機関へ受診することは認められていません。従いまして外泊・外出時などの際に施設以外の医療機関で診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承下さい。 やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へ必ずご連絡下さい。また、高度な医療処置が必要な場合や様態が急変した場合は、医療機関に転院していくことがあります。

14. その他

●ユニットケア

- ・当施設では、個別性を尊重したケアを行う為、全居室を個室とし、ユニットケアを行っております。
- ・また、直接入所者の遭遇にあたる職員（看護職員又は介護職員）について、当施設では、国の定める基準と比較して、厚く人員の配置を行っています。しかし、看護業務や入浴業務の為、実質ユニットにて介護にあたる職員は、昼間は入所者10人に対して職員1人、夜間は入所者20人に対して職員1人という配置となります。1人の職員が1人の入所者の介助を行っている間は、他の入所者の状況を把握することは困難です。

●身体的拘束

- ・移動に関して、見守りが必要である、若しくは、介助が必要と評価されている入所者が、不意に立ち上がり、歩き出そうとする可能性があります。しかし、介護老人保健施設では、入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことはできません。入所者の状態に合わせて十分な配慮に努めていますが、転倒や転落のリスクは、自宅にいる場合と変わりません。

●ご理解とご協力のお願い

- ・当施設に於いては、常時、入所者の姿から目を離すことのないサービスを提供する事は、現実的に困難です。また、発生するリスクが高い転倒や転落、並びに、誤嚥と言った事故は、例え介護する職員が隣に居たとしても、突発的かつ瞬間に発生し、完全に防ぐことは不可能です。事故の予防に関しては、入所者のリスクに対する認識や、利用者家族の理解、協力が欠かせません。